



昭 監 第 23 号

令和 6 年 8 月 26 日

請求人兼代理人

(以下省略)

昭島市監査委員 中 村 徹

昭島市監査委員 青 山 秀 雄

昭島市職員措置請求について（通知）

令和 6 年 7 月 10 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

1. 住民監査請求を求める事項について

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、財政面の適正な運営を確保し、住民全体の利益を守るため、必要な措置を請求できるものです。すなわち住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定をされ、①から④に示す行為については、その行為がまだ行われていなくても、行われることが相当の確実さをもって予測される場合に、住民監査請求を行うことができるとされています。

本件請求は、市の行った「（仮称）玉川上水南側地区地区計画」（以下、「本件地区計画」といいます。）策定のための業務支援に係る委託契約等は違法、不当であるため、この委託業務の停止を検討するよう勧告することを求めているものと解しました。本件請求の理由では、本件地区計画の素案は昭島市都市計画マ

スタープラン等の上位計画に即したものとは言えず、むしろ矛盾するもので、昭島市民の住環境等を著しく損なうものであること等から、仮に本件地区計画を策定したとしても違法、無効というべきであり、本件地区計画策定のための業務支援に係る委託契約等の締結・変更、公金の支出もまた違法、不当であるとされています。

2. 住民監査請求において対象とする行為について

前述のとおり、住民監査請求が対象とする事項は、財務会計上の行為又は怠る事実に限られています。このため本件地区計画策定のための業務支援に係る委託契約の締結・契約変更及び契約の履行、並びに履行に伴う委託費の支出、いずれかの財務会計上の行為に係る財務会計法規上の義務違反、又は裁量権の逸脱、濫用について客観的に摘示された違法性・不当性に対し、監査を行い、その適否を問うこととなりますが、本件請求においては、財務会計上の行為に関する違法性・不当性の摘示はなく、本件地区計画の適否について、監査を行うことが求められています。

市の行う非財務会計行為たるあらゆる行政施策は、その帰結として多くの場合、公金の支出その他の財務活動を伴うこととなりますが、その帰結部分たる財務活動を捉えて、先行する非財務会計行為についても住民監査請求の対象とすることが広く是認されることになると、法第 242 条第 1 項に定める財務会計上の行為のいずれにも該当しない、およそ広範かつ多岐にわたる地方行政一般が全て住民監査請求の対象となり、その対象を財務会計上の行為又は怠る事実に限定する制度の趣旨を逸脱することとなります。

住民監査請求は、あくまで財務会計上の行為・事実に対し判断を行うものであり、本件請求の求める監査の対象事項は、財務会計上の行為の違法、不当を主張、疎明するものとは認めることができず、よって法第 242 条に定める住民監査請求としては不適法であり、却下とすることを合議により決定しました。

なお、本件請求にある本件地区計画を策定する目的は、当該地区の地権者により土地利用の転換が予定されていることから、市のまちづくりの目標を実現するため、市がその土地利用に一定の制限を置くことにありと解されます。本件地区計画の素案は住民説明会で示されたものであり、今後、原案、案が作成されますが、地権者が行う東京都の環境影響評価手続きの状況等を踏まえられる他、各段階において、縦覧や意見の提出の機会があると理解します。また、地区計画の案を都市計画審議会に付議しようとするときは、都市計画法第 19 条第 2 項の規定に基づき、同法第 17 条第 2 項の規定により市に提出された住民及び利害関係

人の意見書の要旨が都市計画審議会に提出され、審議されるものであると認識しています。本件地区計画の素案は、必要に応じ変更される可能性を持つものであり、これまでに進められてきたまちづくりや、地域の特性が勘案された当該地区の利用がなされるよう、今後の策定手続きの中でさらに検討されていくものです。

結びに、本件住民監査請求の提起による請求人各位のご意見を拝見したことは、本市ではかつてない大規模開発である GLP 昭島プロジェクトに対して、多くの市民が自然環境等への影響についての様々な不安を感じておられる状況にあることを、改めて認識する貴重な機会となりました。市においては、こうした市民の思いをしっかりと受け止め、今後も最善の施策を講じるよう努めていたきたいと願います。

3. 住民監査請求の請求資格等について

住民監査請求において監査を求めることができるのは、法律上の行為能力を有する自然人及び法人と解されることから、請求書にあるオオタカ、アナグマの請求は認められません（横浜地方裁判所平成 9 年 9 月 3 日判決）。

あわせて、委任状に記載された住所に住民票が確認できなかった請求人 1 名についても、請求人の資格は認められません。また、本件請求を受け付けた 7 月 10 日現在未成年である請求人 1 名については、法律上の行為能力が求められることから法定代理人の同意が必要であり（民法第 5 条）、法定代理人の証明及びその同意を示す書面等の提出を求めるところですが、本件請求については、監査を実施しないことを決定したため、これを行いません。

なお、本件請求において請求人は、法第 242 条第 4 項に基づく暫定的停止勧告、監査結果が決定するまでの間、本件地区計画策定に関する委託業務の履行停止を求めています。当該勧告については、監査を行う場合に監査委員がその実施を決定するものです。

また、一部請求人については、同条第 7 項に基づく意見陳述の実施を求めています。請求人の意見の陳述は、監査を行う場合にその手続きの一環として行われるものです。



昭 監 第 23 号

令和 6 年 8 月 26 日

昭島市の住民であることが確認できなかった請求人
(以下省略)

昭島市監査委員 中 村 徹

昭島市監査委員 青 山 秀 雄

昭島市職員措置請求について（通知）

令和 6 年 7 月 10 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められましたので、通知します。

記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為があると認めるとき、当該地方公共団体の住民が監査を求め、必要な措置を請求できるものです。

請求人については、本市住民であることを確認するため、住民票との照合を行ったところ、委任状に記載された住所に住民票が確認できませんでした。よって、本件請求における請求人の資格を認めることができません。



昭 監 第 23 号

令和 6 年 8 月 26 日

請求時に未成年者であった請求人
(以下省略)

昭島市監査委員 中 村 徹
昭島市監査委員 青 山 秀 雄

昭島市職員措置請求について（通知）

令和 6 年 7 月 10 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められましたので通知します。

記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為があると認めるとき、当該地方公共団体の住民が監査を求め、必要な措置を請求できるものです。

請求人は、本件請求を受け付けした 7 月 10 日現在において未成年であり、法第 242 条に定める住民監査請求を行うに当たっては、法律上の行為能力が求められることから法定代理人の同意が必要となり（民法第 5 条）、改めて法定代理人の証明及びその同意を示す書面等の提出を求めるところですが、本件請求については、別紙通知のとおり法第 242 条第 5 項に定める監査を実施しないことと決定したので、請求人に対し、請求人資格を整えるよう求めることは行いません。